

令和5年度 外部評価対象事業 論点整理・指摘事項案整理表

事業 No.1. 女性活躍・子育て支援関係

事業 No.1-1. 男女がともに活躍できる環境づくり応援費(市民文化局)

事業 No.1-2. 女性の多様な働き方支援窓口運営費(経済観光局)

事業 No.1-3. 父親による子育て推進費(子ども未来局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

①個別事業について

第2回委員会での主な論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
「男女がともに活躍できる職場環境づくり応援費」について、成果指標と活動指標との間に、ロジカルな繋がりが見られない。特に、成果指標は、「男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合を下げたい」となっているが、それが本事業の目的なのか。	(指標の妥当性) この事業の目的は、男女がともに暮らしやすい、働きやすい社会の実現を目指すこと。 男性の長時間労働の解消を目的とすると、解消しても家でゲームをしていたら何もならないので、意識に変化が起こり、家事・育児に男女が共同して参画することを定着させたい。その結果、行く行くは女性管理職の増につなげたい。
「男女がともに活躍できる職場環境づくり応援費」について、企業認証制度のステップ1は取得が容易であり実効性を持たせるべきではないか。認証企業を増やすことは良いことだが、その結果としてどのようなことが言えるのか。	(認証企業が増えることの効果) 認証企業が増えることで、企業や社会に対し様々な側面から同時多発的、または複合的に企業や社会に変化をもたらすストーリー。 企業には、人手不足が解消し、優秀な人材の確保・定着が図られ、経営課題の解決と安定経営の基盤に貢献する。
「男女がともに活躍できる職場環境づくり応援費」について、ネックとなっているのは、企業の男性の労働時間であり、そこへのアプローチはどうなっているか。	市民には、WLB が定着し、性別を問わず安心して働ける環境が整い、男性の長時間労働の減少、家事・育児のシェアの定着・浸透、女性の管理職、女性役員の増等に繋がる。 (企業のフォローアップ) 認証企業にはセミナー等の案内をメールリングリストにて実施。企業訪問の取組の中で、ステップ1からのステップアップの働きかけを実施。 札幌市の男性は全国平均よりも長時間労働の傾向にある。セミナー等を増やすなど実施。

「女性の多様な働き方支援窓口運営費」について、施設の開設時間(平日・土曜の17時まで)はターゲット層のニーズに合致しているか。	実際に利用されている方の時間帯を調査したところ、夕方の16時以降は極端に少なく、土曜日の利用は平日の半分以下。夜間帯には、メール、チャット相談等を実施見込み。
「女性の多様な働き方支援窓口運営費」について、成果指標がパーセント表示となっている(就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合など)が、この妥当性は。	指標設定の趣旨は、本事業の成果として、一歩踏み出せないでいる方への支援ということを直接的にわかりやすく示すものとして設定。人数で設定することも可能だが、直感的にわかりやすくするためパーセントで表示。

②部局間の連携について

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
3部署間での効率的な事業展開等ができる余地はないか。	市民文化局は男女共同参画社会の実現、経済観光局は就労に特化、子ども未来局は子育てに特化した目的により事業展開を実施。
厚労省、北海道等の他の関係機関との連携などももう少しまとまって実施することで、より効果が発揮できないか。	庁内外の各部署がそれぞれの強み・ノウハウを生かして事業を実施することで、各事業の効果を最大ができる。今後も、互いに情報共有や広報協力を一層進めていく。

【第3回委員会における論点整理事項】

①個別事業について

- ・「男女がともに活躍できる職場環境づくり応援費」の指標設定の考え方(成果指標:性別役割分担意識の解消)の妥当性と、本事業の実施内容(企業認証制度等)の結びつきをどのように捉え、提言するか。
- ・「男女がともに活躍できる職場環境づくり応援費」の企業認証制度、フォーラム、育児シェアブックの作成等の広報事業について、事業効果の観点からどのような提言を行うか。特に、企業認証制度については、現状、企業訪問等を行い、認証企業を増やしていくことに注力しているが、効果的な事業の在り方として、どのような提言を行うか。
- ・「女性の多様な働き方支援窓口運営費」、「父親による子育て推進費」への提言はどうするか。

②部署間の連携について

- ・連携の可能性について、各部署で、目的は異なれど、事業内容が同一のもの(例えば、冊子や動画を活用した普及啓発事業など)については、効率的な事業展開等の実施を提言するのが良いか。

【評価・指摘事項案】

- ・「男女がともに活躍できる職場環境づくり応援費」について、企業認証制度については、平成 20 年度からワーク・ライフ・バランスの浸透を前提に創設し、平成 30 年度に女性活躍推進の要素を加えて再設計された事業である。制度見直し後は、認証企業を増やすことに注力しているところだが、事業開始から一定の年月が経過する中で、いかに認証企業が女性活躍に効果を発揮しているかの効果分析がされておらず、現状、本事業の効果が女性活躍にどの程度貢献しているかの評価を行うことは難しい状況である。したがって、まずはしっかりと事業効果の分析を行い、その結果に基づき、更新制度を設けたり、認証企業向け、あるいは認証企業以外も含め、更なる女性活躍推進を促す取組を行うことなども必要ではないか。
- ・また、同事業費は、主要な取組である企業認証制度の増加というアウトプット(活動指標)と、性別役割分担意識の解消というアウトカム(成果指標)は、論理的にその関係が結び付いているとは言えない。成果指標を「性別役割分担意識の解消」と設定しているが、意識が変わった上で、次のステップとして、実際の行動に結びつくような事業構築の検討も必要である。したがって、市の事業としての成果を市民が分かりやすく認識できる代替指標(例えば、女性正社員就業者数・役員比率増や男性長時間労働の削減、就業希望者の認知度等)を設定し、事業の効果を管理していくことが必要。
- ・女性活躍関係事業について、3部局でそれぞれ目的をもって事業を実施している。一方、実施内容として、特に、市民への意識啓発系事業や企業向けの関係事業などの効率的な事業執行に向け、事業の実施内容・規模、役割分担・体制等の精査を行うべき。

事業 No.2. 交通安全対策費(市民文化局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
交通安全推進委員会は、各区に事務局長各1人、指導員各3人の体制であるが、区単位で事務局長等が必要なのか。市全体で管理しても良いのではないか。	業務量の見合いから、全区に事務局長が必要なものと認識。
大規模区～小規模区で同じ職員配置になっているが、実施業務内容等のバラツキは生じないのか。	小規模区は、小学校の学年を分けたり、夏と冬の2回交通安全教室を実施したりすることなどが可能。大規模区は、工夫をしてやりくりしている状況。 かつて、全市を一元的に管理する組織を置くことなどの検討もあったが、車を置く場所など予算もかかることから断念した模様。
学校周辺のボランティア、スクールガードとの関係性はどのようになっているか。	本事業では、各地区のスクールゾーン実行委員会に補助金を交付。一方、スクールガードは小学校単位で登録しているボランティアであり、スクールガードが、スクールゾーン実行委員会の構成員となっている場合も多い。
交通事故件数の推移は、全国的に見て減少傾向であるが、そのような状況の中、推進委員会の体制を同一としていく必要はあるか。	札幌市では、交通事故発生件数・負傷者数は、令和2年度以降増加傾向にあり、現在の活動を継続することが必要。

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・現状、各区で同一規模の交通安全教室を実施しているとのことであるが、交通安全教室の成果(小規模区は手厚く教室を行っていること)について、どう評価すべきか。それを踏まえ、現状の区ごとの実施体制について、どのように評価、提言すべきか。
- ・より実効性のある交通安全実施事業への提言などは可能か。

【評価・指摘事項案】

- ・交通安全教室は必要な事業と考えるが、実施効果の分析が必要である。本事業は、どういった年齢層に事故発生が多いかなど、統計データがとりやすい分野であり、柔軟な事業構築を検討してはいかか。例えば、小学生向けの交通安全推進委員会による事業の実施だけではなく、高齢者層の事故が多いのであれば、運転免許証返納への支援等に、人的資源、財源等を振り向けることも検討すべき。
- ・指導員を全ての区について1区につき3名とするのではなく、例えば、人員を一か所に集約し、派遣して対応するとか、小規模区を2区担当にするなどして、事業の実施を効率的に行うべき。併せて、交通安全対策推進委員会の全市的な組織体制の見直しを検討し、事務局長ポストについての在り方も検討するべき。

事業 No.3. 文化振興関係

事業 No.3-1. 文化芸術振興費(市民文化局)

事業 No.3-2. さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費(市民文化局)

事業 No.3-3. 500m美術館運営費(市民文化局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
<p>「文化芸術振興費」の団体補助金について、市民にとって効果のある使われ方と言えるかどうか。</p>	<p>事業によっては、小・中学生向けにワークショップを行うなど、将来の担い手を見据えたものもある。より良い形で行っていきけるかについては、しっかり検討することが必要。</p>
<p>「さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費」について、アーティストと市民との交流が目的となっているが、どの程度の頻度で、市民との交流活動を行っているか。</p>	<p>管理規則上、「美術、音楽、工芸、演劇、舞踏その他の文化芸術に関する創作活動の場を提供するとともに、当該文化芸術活動を行う者と市民との交流を促進し」と定められている。「アンド」ではなく「オア」と考えており、交流を必須とはしていない。</p>
<p>「さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費」について、アーティスト支援という位置づけであるが、市民向けのメリットとしてはどのような説明ができるか。</p>	<p>まずは、アーティスト本位の中で、より良い作品を作ってもらうことが目的。実際に市民と触れたいと思う作家については、交流という部分をサポートしているという位置づけ。 市民への恩恵としては、交流することで、コミュニティの形成や創造性が生まれ刺激を受けること、海外の作家等が北海道・札幌評判を広めることで北海道への来訪が促されることなどが挙げられる。</p>
<p>「500m美術館運営費」について、例えばアーティストに一定の区分を貸し出したり、利用展示がない期間に子どもの作品を展示することなどはできないか。</p>	<p>同美術館の主目的として、①普段美術館に足を運ばない市民に美術作品に触れる機会を提供、②アート人材の流出抑制・札幌独自の文化芸術の内外への発信、③札幌のアートシーンに刺激を与える、ということであり、学術的研究、芸術的感性に基づく専門知識・経験を必要としている。また、合間利用の可能期間は限られており、実施コストも生じる。 同美術館は、貸しギャラリーではなく無料で見られる美術館という位置づけであり、認知度も高い。</p>

「500m美術館運営費」について、何故あの場所への設置なのか。	大通に人の流れを呼び戻すことが目的。アンケート結果で通行目的を聞いたところ、500m美術館が目的という方が35%いる。
---------------------------------	---

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・「文化芸術振興費」について、6団体への補助金への在り方について、将来に渡り固定的に当該団体へ補助し続けることへの妥当性をどう考えるか。また、各団体補助以外の事業については、指摘の必要はないか。
- ・「さっぽろ天神山アートスタジオ運営費管理費」については、事業目的である「市民との交流」について、原課の解釈と、評価委員の認識(市民感覚)とに相違があったところ。本事業の理念、目的に直結するところであり、市民への還元という意味で、どのような提言を行うか。
- ・「さっぽろ天神山アートスタジオ運営費管理費」については、施設を設け、アーティストの滞在を支援するという内容であるが、市が施設を持ち続けることについて、どのように判断するか。例えば、アーティストの滞在をソフト面にて支援することなども検討の余地があるか。年間4千万円の予算規模に対し、どのような事業形態が妥当と考えるか。
- ・「500m美術館運営費」についても、原課による同美術館の目的設定と、評価委員の認識(市民感覚)とにズレが見られたところ(市民感覚として、高尚な目的というより、もっと親しみのある展示等が求められるのではないか)。それを踏まえ、どのような提言となるか。

【評価・指摘事項案】

- ・「文化芸術振興費」について、6団体への補助について、将来に渡り固定的に補助するのではなく、例えば、市民への還元、札幌のアートシーンへの貢献度などのKPI(目標設定)を設け、必要に応じ補助交付団体の切り替え等も検討するなどして、効果的・効率的な制度とするよう検討をするべき。
- ・「さっぽろ天神山アートスタジオ運営費管理費」について、現状、滞在アーティストへの宿泊支援が中心であり、目的にも明示している、市民との交流が、アーティストによって行われていないケースもあることは、市民にどのようなメリットがあるかという点で十分説明責任を果たしているとは言えない状況であると思われる。したがって、年間4,000万円の予算額であることを考慮すると、施設の改廃を含め、在り方を検討すべきである。その際、同種の事業形態が必要と判断する場合であっても、例えば、市民と交流をしないアーティストの滞在経費は、市民と交流するアーティストよりも高額にするなど、費用対効果を踏まえた事業構築を検討すべきである。
- ・「500m美術館運営費」について、現在市が設定する目的と、市民が求める美術館の姿とが、合致していないと思われる。札幌独自の文化芸術の発信や、アートシーンへの刺激、大通地区の活性化というアウトカムを、この美術館で実現するには、やや現実離れしていると思われる。年間1,200万円の予算額であることを考慮すると、費用対効果を踏まえ、例えば、貸出型としてアーティストに費用負担をいただく方式にするなど、施設用途の手法を再検討するべきである。

事業 No.4. 区福祉の相談窓口運営費(保健福祉局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
コンシェルジュによる案内件数のカウントの考え方が、各区でばらつきが見られるのではないかと。概要資料に記載の「手続に必要な書類・持参品の確認、申請書等の記載サポート」まで行っているのか。	全てのケースで書類確認、申請書等の記載サポートまでは行っておらず、対象者の状況によって個別に対応。 福祉分野の性質上、介護や障がいの窓口の近くに設置することが多いが、国によって、各区役所のレイアウトや区役所なりのルール、優先順位により案内を実施している。
総合案内・おくやみ窓口といった他の窓口との役割分担はどうなっているか。	総合案内は1階に設置しており、福祉のコンシェルジュは区役所の配置により2階・3階などに設置するケースが多いが、フロアを上がって、では〇番窓口はどこか？については、分からない方も多い。年に一度しか申請が無い方も多い。

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・本事業の目的である、「保健福祉に関する悩み、不安、困りごとを抱える市民にきめ細かく対応できる総合・横断的な相談窓口と各窓口間の連携体制を整備する」ことに、このコンシェルジュが貢献できているかどうか。概要資料に記載の適切な窓口への誘導のほか、手続に必要な書類・持参品の確認、申請書等の記載サポート等について、貢献できているかどうか。
- ・指標は、「案内員による市民の案内件数」を活動指標に置いているのみであるが、成果指標をどのように捉え、それに基づくコンシェルジュの役割をどのように考えるか。例えば、各窓口の対応時間・市民の待ち時間を短くするような工夫を含め、業務の効率化・市民サービスの向上に貢献できるような提言が可能か。
- ・総合案内との重複感について、どのように評価、提言すべきか。

【評価・指摘事項案】

- ・福祉の困りごとを抱える市民が多く来庁する区役所において、一定の案内機能を有した窓口を設置することは理解できるが、一方、現状では、案内件数のカウント手法等が区役所(場合によっては案内人の考え方)によってまちまちであること、また、成果指標が設定されていないことから、本事業の効果によって市民の課題解決が促されたかの評価を行うことは難しい。
- ・本事業の成果をモニタリングできる指標設定(例えば、市民の待ち時間解消への貢献や課題解決への貢献など)を行うとともに、その目的に対し直接的に貢献できる仕組みとして、例えば、申請書の作成サポートをメインにしたり、申請書の様式を部署間で統一し、申請書を書かずに窓口対応ができる仕組みの導入を検討するなど、より市民の課題解決に資する手法について、検討すべきである。

・また、本事業とは別に、区役所には、総合案内が設置されており、そこにも、案内員が常時区によって2～3名配置されているとのことである。業務内容としては、どちらも、来庁者への庁舎内の案内、必要な手続きや担当窓口の案内を行うこととされており、機能面での重複が見られるところ。区役所全体の窓口の在り方にも関わるが、この両者の窓口について、より効果的、効率的なものとなるよう検討を行うべきである。

事業 No.5. はり・きゅう・マッサージ施術料助成費(保健福祉局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
本事業は、保険適用外の施術を対象としているが、健康寿命の延伸を目的に掲げる本事業において、この目的への貢献をどのように考えるか。	治療分野には該当しないものの、有資格者の施術により、肩こり・腰の痛みが緩和されるなど、主観的健康観の向上に貢献している。
本事業の執行率は6割程度となっており、助成券を配布しても利用されない方も生じているのが実態であるが、どのように認識しているか。	利用券の交付を受けた方がどれだけ利用するかは、それぞれの方の施術の必要性によるものであり、市として、これらの方に利用を促すことは適当ではない。
本事業を継続する意味、高齢層を対象を絞って実施し続ける理由は。例えば、非課税世帯向けというのならともかく、金銭的に余裕のある方も対象とすることの是非は。	国保運営協議会あり方検討会では、①広く市民を対象とすること、②高齢化を見据え、市民の健康増進、病気予防・介護予防とすること、③年齢や回数や補助額に条件を付すこと、とされ、現在の制度実施に至っている。 他の自治体では所得制限等を設けている場合もあるが、あくまで高齢者施策という整理にしているところ。

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・本事業は、在り方検討会の提言に基づき実施しているが、事業効果の検証は困難という位置づけになっており、市民への説明責任がつかないことに対し、どのような提言を行うべきか。
- ・何らかの効果が見込めるような事業に展開することを促すか、それが難しいのであれば、本事業は廃止を含めた厳しい提言を行うべきか。

【評価・指摘事項案】

- ・本事業は、高齢者の健康保持・増進、健康寿命の延伸を目的として設定しているが、一方、成果指標としては、高齢者の健康保持増進や受診率向上に係る定量的な効果把握が困難、とされており、当該事業の効果を検証することが困難な事業となっている。このことは、本事業の意義についての市民に対する説明責任が十分に果たせていないとも言えることができる。
- ・既存事業は、高齢者の一部の方にのみ受益がある制度となっており、これらの方は、元気回復等に一定の貢献はあるものと考えるが、例えば、所得制限等もされていないことから、財政状況の厳しい札幌市において、継続的に事業を実施することについては、慎重にならざるを得ない。
- ・今後、高齢化と共に市民のニーズが複雑多様化する中で、実施効果が見込めない本事業については、発展的に見直しを行うという前提で廃止すべきである。そのうえで、健康リスクの高い層、低所得者層、健康寿命延伸に結び付く事業などに、財源等を振り向けることも検討するべき。

施設 No.6. 国際交流施設関係

施設 No.6-1. 札幌国際交流館(総務局)

施設 No.6-2. 札幌留学生交流センター(総務局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
「札幌国際交流館」について、施設の設置目的が、「市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深める」となっているが、実質は、体育施設・ホール施設の運営が中心であり、国際交流には貢献していないのではないか。これがないと国際交流ができないとは言えないのではないか。	今年度、外国人とのスポーツ交流など、合計 30 以上の事業を実施する計画となっている。
「札幌国際交流館」について、価格設定も安く、他の民間のスポーツ施設からみると、民業圧迫の側面もみられるのではないかと。	—
開設当時は留学生支援も意味があったかもしれないが、現状では、留学生も多くいる中、どこまで支援をするのが適当か。	宿泊施設を有しているのは、北大、札幌国際大のみである。所得制限等は特に設けていない。

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・「札幌国際交流館」について、施設の設置目的と照らし、現在の事業形態をどのように評価・提言すべきか。国際交流において、ハード面での支援はどのようにあるべきか。
- ・「札幌国際交流館」について、他の民間施設等との競争を考えた時、現在の利用実態をどのように評価・提言すべきか。将来的には施設の廃止まで含めて提言すべきか。
- ・「札幌留学生交流センター」について、留学生の数が多く現状において、一部の留学生への居住支援ということになっているが、どのように施設の意義を評価すべきか。将来的には施設の廃止まで含めて提言すべきか。
- ・入居する留学生等に一定の条件を付与することなどについて、どのように考えるか。

【評価・指摘事項案】

- ・「札幌国際交流館」については、指定管理者により、施設の設置目的に照らし必要となる交流事業についての企画提案がなされているが、本施設は、ジム、プール、音楽ホールといった形態であり、この場所であれば国際交流ができないかということ、そうは言えず、国際交流施設として位置づけを続けていくのは難しいのではないかと考えるところ。
- ・また、指定管理施設の運用ということで、利用料金の設定は他の類似の民間スポーツジムなどよりも安価な設定となっているが、公平性の観点で、その妥当性を説明することも難しいのではないかと考えられる。
- ・以上のことから、札幌市が将来に渡って本施設を所持し続けることは合理的に市民の説明責任がつかないと言えないと考えられることから、既存施設の民間による利活用など民間企業への意向調査等を実施のうえ、適当な時期に廃止も含めた検討を行うことが適当と考える。

- ・「札幌留学生交流センター」については、高い稼働率のもと、居住する留学生の生活支援等に貢献していると評価する。一方、留学生の選定に当たっては先着順とのことであり、例えば、入居期間の制限等もなく、ややもすると公平性に欠くのではないかととも考えられるため、入居学生の条件設定等について検討すべきである。
- ・併せて、今後も留学生の増加傾向が続くと見込まれる中、居住支援以外に必要な生活支援等をしっかりと施策立案していくためにも、将来的には、適当な時期に、施設の廃止も含めた検討を行い、必要な財源を他の有効な施策に振り向けていくことも検討すべきである。

施設 No.7. 札幌市保養センター駒岡(保健福祉局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
本施設の設置目的は、「老人の心身の健康の増進を図る」としているが、他の自治体では、同種の施設は廃止傾向が進んでおり、民間でも同種の施設の運営がある中で、札幌市として本施設を維持し続ける合理的理由は何か。	近年の施策のキーワードでもある「健康寿命の延伸」にも貢献していると認識。 民間の類似施設にはない、ヘルパー付きのプラン、ミキサー食の提要なども行っており、これだけそろっている施設は他にはない。
施設の利用料金等は妥当と考えるか。	厚労省通知や、他市の同種施設を参考に設定しており、低廉で健全な保健休養の場の提供という施設条例の設置趣旨にかんがみ設定。
老人休養ホームという名称であるが、例えば予備校の合宿等で利用されていたりもし、実態と合っていないのではないか。	夏季の閑散期はお年寄りの利用が低迷する時期でもあるが、考慮していくことが必要。

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・過去の経緯(施設そもそもの設置経緯、行政評価委員会(事業仕分け)の指摘、平成 28 年時に大規模リニューアルの実施等)、他市の状況、市民感覚等から総合的に見て、長期的には、本施設を市として保持し続けることについて、どのような評価・提言を行うべきか。
- ・短期的には、民間で担うことが難しい役割をきちんと市民にアピールし、札幌市民が胸を張れる施設とする為に、求められる役割、評価、提言をどのように行うべきか。

【評価・指摘事項案】

- ・民間でも類似の宿泊、保養機能があることや、他の自治体でも類似の形態の宿泊施設は全国で4施設にとどまり、今後高齢者が増加の一途にあることなどを考慮すると、市として、将来にわたって、高齢層の休養目的の本施設を保持し続けることについては、慎重になるべきと言わざるを得ない。したがって、施設の耐用年数や大規模改修の時期、更には、他の高齢者向け施策の充実度を総合的に勘案し、適当な時期に、施設の存廃を含む在り方について、再度市として検討をいただくことを提言する。
- ・短期的には、費用負担の適正化の観点から施設の利用料金の設定をどうするか、高齢者以外の施設の利用者のご利用をどう考えるか、さらには、利用者の送迎などを含め、やや過剰と考えられるサービスについて一定の見直しを検討するなど、適時適切に、市民感覚に照らして効果的、効率的な施設運営になっているかの検証、見直しが必要である。

施設 No.8. 札幌国際ユースホステル(経済観光局)

【これまでの委員会審議やヒアリングを終えての意見交換等】

第2回委員会論点整理事項等	ヒアリングでの主な回答
施設の設置目的が、「青少年に対し健全な旅行を奨励するために」と記載があるが、実際には、50歳以上などの年配の方も利用も多い。施設の設置目的と合致しているか。	青少年の利用は、約3割である。青少年の利用としては、主に、中高生の部活動の合宿、宿泊研修などが中心である。
かつては、行政がユースホステルを所有する意義もあったかと思うが、今の時勢において、行政が本施設を維持し続ける意義は。	今でも合宿利用、大会利用が一定程度あるが、昨今の多様な宿泊形態等を踏まえると、今後の在り方については、課題があるものと認識。

【第3回委員会における論点整理事項】

- ・行政がユースホステルを将来にわたって保持し続けることについて、どのような評価・提言を行うべきか。

【評価・指摘事項案】

- ・民間でも類似の宿泊形態がある中で、現状、利用者の3割程度が青少年の利用という本施設については、施設の設置目的との乖離等もあるところ。短期的には、青少年の利用促進や、民間の状況を踏まえた利用料金の適正化等も考慮しつつ、将来的には、今後、施設を所持し続けるには、大規模改修といった財政的リスクも生じるところであり、施設の耐用年数や、民間への売却のニーズ等も総合的に勘案し、適当な時期に、本施設の廃止も含め検討するべきである。